

「八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託」

公募型プロポーザル募集要項

1. 適用範囲

この要項は、「八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託(以下「本委託」という。)」のプロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要となる事項及び手続き等に適用する。

2. 目的

八王子市役所本庁舎や市施設の窓口における手数料及び使用料等の徴収にあたり、窓口サービスの向上を目的としてキャッシュレス決済システムの導入・運用を行う。

3. キャッシュレス決済導入等における方向性

窓口サービスの向上を目的とすることから、利用者（市民及び窓口業務にあたる職員等）が利用しやすいものであること。また、業務効率化を図ることができるものであること。

4. 委託業務の概要

(1) 件名

八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託

(2) 業務内容

ア キャッシュレス決済システムの構築

- ・ キャッシュレス決済に係る機器及びPOSアプリケーションの調達
- ・ ドロアー及び自動釣銭機の調達
- ・ 各種機器の初期設定及び連携
- ・ 通信環境の構築 等

イ 指定納付受託業務

ウ 運用・保守業務

- ・ 導入時の操作研修
- ・ 導入後の運用サポート 等

(3) 委託期間

契約締結日の翌日～令和5年3月31日

(4) 仕様書

業務内容の詳細については、プロポーザルによる選定後に、選定された事業者の提案を基に、市との協議により仕様書を作成し、決定する。

(5) 予算額

78,144千円(税込)

5. 選定スケジュール及び受託業者決定までの事務手順

7月26日(火)	第1回審査委員会(審査基準等に関する意見交換)
7月29日(金)	募集の公表
8月8日(月)	質問書の受付期限(17:00 締切)
8月15日(月)	質問に対する回答
9月1日(木)	参加申込書及び提案書等の提出期限(15:00 締切)
9月6日(火)	第2回審査委員会(第1次審査(書類審査)に関する意見交換) ※ 書面開催
9月8日(木)	第1次審査結果通知(予定)
9月13日(火)	第3回審査委員会(第2次審査(プレゼン及びヒアリング審査)に関する意見交換)
9月15日(木)	第2次審査結果通知(予定)
9月27日(火)	契約締結(予定)

6. 事業者の参加資格要件等

公募に関して次の参加条件を附することとする。

- (1) 八王子市競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出期限から、契約締結日までのいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の各項に該当しないほか、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。(会社更生法にあっては再生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く)
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 公共において、キャッシュレス決済導入の実績を有していること。
- (6) 本公募は、複数の事業者による共同での提案(以下「グループ提案」という。)も可能とする。この場合、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア グループ提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者として定めること。
 - イ 構成事業者の全てが上記(1)～(4)の参加資格を満たしていること。
 - ウ 構成事業者のうち少なくとも1者が上記(5)の参加資格を満たしていること。

7. 提出書類及びその様式

本プロポーザルによる事業者の選定に参加する者(以下、「参加者」という。)は次に示

す書類（以下総称して「提案書等」という）を提出すること。

この要項に様式が示されているものについては、その様式を使用することを原則とする。但し、各様式に記載すべき内容を網羅している場合は、任意で作成することも認める。記載する内容については、「八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託提案要求仕様書」（以下「提案要求仕様書」という。）を踏まえたものとする。

なお、提出部数について、（１）は社印及び代表者印を押印し１部、（２）は各１部、（３）から（６）は各１１部（正本：１部、副本：１０部）とする。資料に関しては、部数が示されているもの以外は１１部（正本：１部、副本：１０部）とする。

また、正本が提出された後に市からメールで大容量転送サービスのURLを送付するので、様式１～６の電子データを提出すること（添付資料等の電子データの提出は不要）。

（１）プロポーザル参加申込書（様式１）

（２）団体概要調書（様式２）

資料として以下の書類を添付すること。

ア 登記事項証明書（１部）

イ 最新の法人税納税証明書及び消費税納税証明書（各１部）

ウ 直近の財務諸表（１部）

エ 企業概要の分かるパンフレット（１部）

（３）業務実績調書（様式３）

これまでに地方自治体等より受託した同種及び類似業務実績の記入すること。業務実績については３件までとし、アピールしたい支援実績は特記すること。指定管理者施設や収納事務委託実施窓口を導入した実績がある場合は、その旨も記載すること。なお、共同事業者と行った実績も可とする。

（４）提案書（様式４）

提案要求仕様書に示す各業務の要件等について、要求事項の充足状況及び提案事項を記載すること。記載にあたっては、「３．キャッシュレス決済導入等における方向性」について留意すること。

また、資料として以下の書類を添付すること。

- ・ 設置する機器の概要や機能が分かる製品カタログ等
- ・ 「提案要求仕様書」別紙３ ※ 対応する決済サービス等を記載したもの

（５）業務遂行体制及びスケジュール（様式５）

各業務の遂行にあたって、従事者配置の考え方や運用までのスケジュールについて示すこと。

なお、グループ提案を行う場合、構成事業者に事故があった場合等の業務履行方法について明記すること。また、構成事業者間で協定書や委任状等を取り交わす場合は、その写しを添付すること。

また、構成事業者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(6) 費用見積 (様式6)

様式6に示す項目毎に、令和4年度費用、提案事項に係る費用及び令和5年度費用を記載すること。

また、各費用の内訳・根拠が分かる資料を添付すること。

(7) その他

- ・ 各様式は、それぞれA4判で作成すること。枚数制限は設けないが、分かりやすく簡潔な記載に留意すること。
- ・ 様式3～5は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める (図表等の記載も可)。なお、読み取りやすい文字サイズ等とするよう留意すること。
- ・ 公正・公平な審査を行うため、副本については社名・ロゴ等を削除し、事業者が特定されることのないように書類を作成し、提出すること。

8. 申込方法

(1) 提出場所

八王子市デジタル推進室デジタル推進担当 (八王子市役所本庁舎3階)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

(2) 提出方法

八王子市デジタル推進室へ直接持参すること。

(3) 申込期間

令和4年8月22日(月)～令和4年9月1日(木)15時00分(時間厳守)

※土日祝祭日を除く。

(4) 募集に関する様式等の入手方法

様式のデータファイルをホームページに掲載する。

(5) その他

- ・ 提案書等は1参加者につき1案のみの提出とする。
- ・ 提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

9. 質問・回答

提案書等作成にあたって質問がある場合は、質問書 (ホームページに質問書データを公開) に質問内容、参加者の会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、E-mailを記載し、デジタル推進室へ電子メールにて問い合わせること。

なお、質問書で提案要求仕様書の内容の変更等を求める場合は、その理由や代替措置等について必ず明記すること。

質問書の**提出期限は、令和4年8月8日(月)午後5時**までとする。質問書に対する回答は、**令和4年8月15日(月)までに、市ホームページ上の本募集要項等掲載場所に示すもの**とする。また、質問者へは、当該質問に対して電子メールでも回答する。

10. 審査方法

提案書等については、「八王子市窓口キャッシュレス決済導入等業務委託」審査委員会開催要綱に基づき開催される審査委員会の意見を参考に、デジタル推進室がそれぞれ第1次・第2次審査を行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

提案書等について、第2回審査委員会の意見等を参考に、この要項の「13. 評価項目及び評価視点」に基づき評価を決定し、上位最大3者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング）

第1次審査を通過した最大3者による「提案のプレゼンテーションと端末等のデモンストレーション」（20分）、「ヒアリング」（20分程度）及び提案書等について、第3回審査委員会の意見等を参考に、この要項の「13. 評価項目及び評価視点」に基づき最上位の者を決定する。なお、第1次審査の通過者が1者の場合でも実施する。

11. プレゼンテーション実施内容

(1) 実施日

令和4年9月13日（火）※時間未定

(2) 実施場所

八王子市役所 ※会議室未定

(3) 出席者

1参加者につき最大4名

(4) その他

- ・ 参加者の説明順序についてはデジタル推進室でくじ引きを行い、その結果により決定する。
- ・ 導入する主要な機器（キャッシュレス決済端末及び操作端末）の操作のデモンストレーションを行うこと
- ・ パワーポイント等の使用は自由とする。
- ・ プロジェクター、スクリーン等はデジタル推進室が用意する。ノートパソコン等は参加者持参とする。なお、プロジェクターとノートパソコンの接続ケーブルは、デジタル推進室がHDMIケーブル（タイプAオスータイプAオス）を用意する。その他の接続ケーブルを利用する場合は、参加者が持参する。
- ・ プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、事前にデジタル推進室に連絡すること。
- ・ プレゼンテーション時の資料は、提案書等または提案書等を要約したもののみ使用を認める（新たな提案や未提出の補足資料の使用は不可）。なお、提案書等を要約した資料を配布する場合は、11部用意すること。
- ・ 機器の準備等のため最大5分を説明時間以外に付与する。

1 2. 審査結果通知

(1) 第1次審査

第1次審査結果については、令和4年9月8日（木）までに電子メールで通知する予定である。

(2) 第2次審査

第2次審査結果については、令和4年9月15日（木）までに電子メールで通知する予定である。

1 3. 評価項目及び評価視点

提案書等の評価は、参加資格要件及び全ての要求事項を満たしている参加者に対して、「3. キャッシュレス決済導入等における方向性」を念頭に、以下のとおりを行う。

(1) 第1次審査

主な評価項目	主な評価視点
提案書等の内容について	<ul style="list-style-type: none">・ 経営状況・ 他の自治体における同種及び類似業務の実績・ 業務遂行体制

(2) 第2次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・ キャッシュレス決済機器等の導入及び指定納付受託のスケジュールの実現性及び適正性
セキュリティに関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 対策の充実度
提案書の要求事項	<ul style="list-style-type: none">・ 提案事項に示す事項以外の加点要素
提案書の提案事項	<ul style="list-style-type: none">・ 市民等の利便性向上・ 窓口職員の負担軽減・ 業務効率化
費用見積額	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年度費用総額・ 令和5年度費用総額

1 4. 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった、または適格性を欠くような書類であった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合（経営状態が著しく不健全である場合を含む）
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

15. その他

- (1) 提案及び審査を受けるために要した費用は、全て参加者が負担する。
- (2) 提案書等は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位とすること。
- (3) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された提案書等については返却しない。
- (5) 提案書等の著作権は参加者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「八王子市情報公開条例」に基づき、公開することがある。
- (6) 審査の結果、選定されなかった参加者は、結果通知日から1週間以内に、市に対して非選定理由等についての説明を求めることができるが、他の参加者に関する事、審査委員会委員の個別の意見等、公正な選定業務を阻害する恐れのある事項については、すべて非公開とする。

16. 問合せ先

八王子市デジタル推進室デジタル推進担当（八王子市役所本庁舎3階）

担当 佐藤、田村

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-649-6044（直通）

E-mail b630000@city.hachioji.tokyo.jp

※ E-mail で問い合わせの際は、件名の冒頭に【キャッシュレス決済導入業務】と記載すること。